

環交第1466号
平成29年3月29日

関係団体長様

大阪府知事

大阪府生活環境の保全等に関する条例（流入車規制）の
改正に係る周知について（依頼）

日ごろから、大阪府の自動車環境対策の推進について格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

大阪府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準をより早期かつ確実に達成するため、平成21年1月から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき流入車規制を導入実施しております。

流入車規制の導入により、排出ガスの基準を満たさない非適合車の流入は大幅に減少し、大阪の大気環境は改善するなど大きな効果が得られました。そのため、これまで事業者に課してきた義務のうち、目的を達成したものについて終了若しくは緩和するため、下記のとおり条例を改正しました。

つきましては、貴団体の会員様への周知にご配慮賜りますようよろしくお願ひします。

なお、大阪府では今後も引き続き流入車規制を継続するとともに、さらなる大気環境の改善に向け、「非適合車ゼロ宣言～乗らない、頼まない、見逃さない～」をスローガンに掲げ、非適合車の根絶を目指し、立入検査・指導を強化していきますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

記

1 条例改正日

平成29年3月29日（公布と同日施行）

2 改正の内容

①適合車等標章（ステッカー）の表示義務について終了します。

ステッカーの交付請求及び適合車への表示は不要となります。

なお、現在貼付しているステッカーについて返却は不要です。（貼付したままでも問題はありません。）

②対策地域内において、荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置について一部終了します。

運送委託の際の適合車等の使用の求めを終了します。

物品の販売等をする者への使用の求めは継続します。

また、荷主等に課されていた確認・記録の義務は終了します。

③特定運送事業者、特定荷主等及び特定旅行業者による措置等の報告について終了します。

毎年大阪府知事に提出いたしました措置等の報告は不要となります。

条例改正の詳細は、次の添付資料をご覧ください。

- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正（流入車規制） [A3版]
- ・ 大阪府公報（抜粋） [A4版]
- ・ 流入車規制周知用ちらし [A4版]

また、大阪府のホームページにおいても、以下のURLのページで、条例改正の内容についての周知を行っていますので、参考にしてください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/ryuunyuu/>

問合せ先

大阪府環境管理室交通環境課

電話 06-6210-9587

FAX 06-6210-9575

E-mail kankyokanri-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

(参考)

1 対象自動車

対象自動車とは、貨物自動車、乗合自動車及び特種自動車（乗車定員が 11 名未満のものを除く。）をいいます。

2 対策地域

37 市町（豊能郡豊能町及び能勢町、泉南郡岬町並びに南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村を除く地域）

3 運行規制

対策地域を発地又は着地として対象自動車を運行する場合は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の排ガス基準に適合車した自動車の使用が義務付けられています。

ただし、対策地域を通過して運行するときは、義務付けから除外されます。

4 特定運送事業者

下記の（1）と（2）のいずれかに該当

- (1) 貨物自動車運送事業か、貨物利用運送事業（第2種）か、旅客自動車運送事業のいずれかを営んでいて、大阪府内に使用の本拠の位置があるトラック、バスなどが30台以上ある。
- (2) 貨物利用運送事業（第1種）を営んでいて、資本金が3億円を超えていて、大阪府内に事業所がある。

5 特定荷主等

下記の（1）と（2）の両方に該当

- (1) 大阪府内に、規模が小さくても、事務所、工場、物流センターや学校などがある。
- (2) 次の①と②のいずれか又は両方に該当。
 - ①運送を依頼して、工場への原材料の搬入や、物流センターへの製品の搬入、事務所や学校への備品や消耗品の搬入などがある。
 - ②運送を依頼して、工場からの製品の搬出や、物流センターからの製品の搬出、事務所や学校からの廃棄物の搬出などがある。

6 特定旅行業者

下記の（1）と（2）の両方に該当

- (1) 旅行業を営んでいて、大阪府内に営業所がある。
- (2) 業務の範囲が、旅行業法施行規則第1条の2第1号に規定する第一種旅行業務である。